# LeeZhao www.leezhao.com

# 里兆法律资讯

# Leezhao Newsletters

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层 29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制(请以中文内容为准,日本语译文仅供参考),未 经书面许可,不得转载、摘编等;
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容,详见里兆律师事务所网站的订阅法律资讯;
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容, 请访问里兆律师事务所网站中的<u>"里兆法律资</u> 讯"栏目;
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》,请与我们联系;
- 您还可关注微信公众号"里兆 法律资讯"(微信二维码见右 侧),更便捷地阅读《里兆法 律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成した ものであり(中国語の内容が原文であり、日本語 訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転 載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責 声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイト の法律情報の受信をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里 兆法律情報」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆 法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から 「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

න රජ රද දිවා නිට රජ රද දිවා නිව රජ රද දිවා නිට රජ රද දිවා නට රජ රද දිවා නට රජ රද දිවා නට රජ රද දිවා නට රජ රද දව

# Issue 611-2018/12/18~2018/12/24

#### 目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

#### 一、最新中国法令

•	电子营业执照管理办法(试行) 中华人民共和国个人所得税法实施条例 国务院关于印发个人所得税专项附加扣除	
•	暂行办法的通知 国家税务总局关于个人所得税自行纳税申	3
•	报有关问题的公告 国家税务总局关于全面实施新个人所得税	3
	法若干征管衔接问题的公告	4
•	关于"先出区、后报关"有关事项的公告	5
•	海关总署关于保税维修业务监管有关问题的公告	5
•	汽车产业投资管理规定上海市产业结构调整负面清单(2018版)	5 6
•	浙江省商务领域守信"红名单"和失信"黑名单"管理办法(试行)	6

# 二、最新资讯

#### 目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

#### 一、最新中国法令

•	電子版営業許可証管理弁法(試行)	2
•	中華人民共和国個人所得稅法実施条例	2
•	個人所得税個別の個別付加控除暫定弁法の	
	公布に関する国務院による通知	3
•	個人所得税自主納税申告の関係事項に関す	
	る国家税務総局による公告	3
•	新個人所得税法の全面的な実施に伴う徴収	
	管理、移行問題についての国家税務総局によ	
	る公告	4
•	「先出区、後報関(先に特別エリア及びセンター	
	を出て、後から通関を行う措置)」関連事項に関	
	する公告	5
•	保税修繕業務監督管理に関する税関総署によ	
	る公告	5
•	自動車産業投資管理規定	5
•	上海市産業構造調整のネガティブリスト(2018	
	年度版)	6
•	浙江省のビジネス分野における信用遵守「優良	
	リスト」と信用失墜「ブラックリスト」管理弁法(試	
	行)	6

# 二、新着情報

## 三、里兆解读

社会保险费追缴时效之探讨(连载之二/共	
二篇)	7

# 四、近期热点话题......10

# 一、最新中国法令

# ● 电子营业执照管理办法(试行)

【发布单位】国家市场监督管理总局

【发布文号】国市监注〔2018〕249 号

【发布日期】2018-12-17

【实施日期】2018-12-17

【内容提要】根据该办法:

- 电子营业执照文件,是指按照全 国统一版式和格式记载市场主体 登记事项,并经市场监管部门依 法加签数字签名的电子文档。
- 电子营业执照系统是全国统一的市场主体身份验证系统,支持市场主体身份全国范围内的通用验证和识别。
- 市场主体设立登记后,即时生成 电子营业执照并存储于电子营业 执照库。
- 电子营业执照的下载、使用,采 用真实身份信息登记制度。
- 电子营业执照适用于需要提供市场主体身份凭证的场合,包括但不限于"出示营业执照以表明市场主体身份,或使用营业执照进行市场主体身份认证和证明"等八类情形。

# 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201812/t20181 219 278408.html

# ● 中华人民共和国个人所得税法实施条例

【发布单位】国务院

【发布文号】国务院令第707号

【发布日期】2018-12-22

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】此次修改的主要内容包括:

#### 三、里兆解説

**四、トピックス.....** 10

# 一、最新中国法令

# ● 電子版営業許可証管理弁法(試行)

【発布機関】国家市場監督管理総局 【発布番号】国市監注[2018]249 号

【発布日】2018-12-17

【実施日】2018-12-17

【概 要】本弁法によると、以下の通りである。

- 電子版営業許可証とは、全国統一の 判型及び書式にて市場主体の登記 事項を記載し、市場監督管理部門が 法に依拠し電子署名を追加した電子 文書ファイルを指す。
- 電子版営業許可証システムは事業主体の身元を検証するために構築された 全国統一システムであり、全国範囲で 事業主体の身元を検証し識別することができる。
- 事業主体の設立登記後すぐに電子版営業許可証が形成され、電子版営業許可証がそれ、電子版営業
- 電子版営業許可証のダウンロード・使 用においては、真実の身元情報に基づ 〈登記制度を採用する。
- 電子版営業許可証は、事業主体の 身元を示す証明書を提出する必要が ある場合(これには「事業主体の身元 を明らかにするために営業許可証を呈 示する場合、又は営業許可証を使用 して事業主体の身元を認証し、証明 する場合が含まれるがこれらに限らな い」)等の8通りの状況が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201812/t20181 219 278408.html

## ● 中華人民共和国個人所得税法実施条例

【発布機関】国務院

【発布番号】国務院令第707号

【発 布 日】2018-12-22

【実 施 日】2019-01-01

【概 要】今回の改正には、以下の主要内容が含まれる。

# 加大对符合居民个人标准的境外人士税收优惠力度

- 在中国境内无住所的个人,在中国境内居住 累计满 183 天的年度连续不满六年的,经向 主管税务机关备案,其来源于中国境外且由 境外单位或者个人支付的所得,免予缴纳个 人所得税;
- 在中国境内居住累计满 183 天的任一年度 中有一次离境超过 30 天的,其在中国境内 居住累计满 183 天的年度的连续年限重新 起算。

# 年金、保险支出等可扣除

个人缴付符合国家规定的企业年金、职业年金,购买符合国家规定的商业健康保险、税收递延型商业养老保险的支出,以及国务院规定的其他项目可以依法扣除。

# 优化与专项附加扣除政策相关的纳税服务

- 工资、薪金所得可以由扣缴义务人在扣缴税 款时减除专项附加扣除;
- 其他综合所得在汇算清缴时减除专项附加扣除。
- 纳税人可以委托扣缴义务人或者其他单位 和个人办理汇算清缴。

#### 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content 5351177.htm

# ● <u>国务院关于印发个人所得税专项附加扣除暂</u> 行办法的通知

【发布单位】国务院

【发布文号】国发〔2018〕41号

【发布文号】2018-12-22

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】该通知明确了专项附加扣除的原则和 子女教育、继续教育、大病医疗、住 房贷款利息、住房租金、赡养老人等 专项附加扣除的扣除范围、扣除标准、 扣除方式,以及保障措施等内容。

#### 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content\_5351181.htm

# ● <u>国家税务总局关于个人所得税自行纳税申报</u> 有关问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2018 年第 62 号

【发布日期】2018-12-21

【实施日期】2019-01-01

# 居住者個人基準に合致する国外の者に対する税収 優遇措置を強化する

- 中国国内で住所を有しない個人は、中国国内の居住日数が累計満 183 日となる年度が連続して 6 年に満たない場合、主管税務機関で届出を行うことにより、中国国外を源泉とし国外組織又は個人から支払われる所得については、個人所得税納付の免除対象となる。
- 中国国内の居住日数が累計満183日となる年度中に、1回30日を超える出国が一度あった場合、中国国内の居住日数が累計満183日となる年度の連続した期間は改めて起算する。

# 年金、保険支出などを控除することができる

個人が国の規定を満たす企業年金、職業年金を納付し、国の規定を満たす商業健康保険、税収繰延型商業養老保険を付保するための支出、及び国務院が定めるその他の項目は、法に依拠し控除することができる。

# 個別の付加控除政策に関連する納税サービスを整備する

- 賃金所得については、源泉徴収義務者が税金 を納付する際に、個別の付加控除項目を控除 することができる。
- その他の総合所得については、確定申告の際に 個別の付加控除項目の控除を差し引く。
- 納税者は源泉徴収義務者又はその他の組織及び個人に委託し、確定申告を行うことができる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content 5351177.htm

# ● <u>個人所得税の個別付加控除暫定弁法の公布に</u> 関する国務院による通知

【発布機関】国務院

【発布番号】国発[2018]41号

【発布番号】2018-12-22

【実施日】2019-01-01

【概 要】本通知では、個別の付加控除の原則及び子女教育、継続教育、大病医療、住宅ローン利息、住宅賃料、高齢者扶養といった個別の付加控除項目についての控除範囲、控除基準、控除方式、並びに保障措置などの内容を明確にした。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-12/22/content 5351181.htm

# 個人所得税自主納税申告の関係事項に関する 国家税務総局による公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2018 年第 62 号

【発 布 日】2018-12-21

【実施日】2019-01-01

- 【内容提要】该公告明确了以下六种需要办理自行 纳税申报情形的适用对象、申报时间、 申报地点、需要填写的申报表等,以 及自行纳税申报的申报方式、表证单 书。
  - 综合所得汇算清缴
  - 经营所得
  - 扣缴义务人未扣缴税款
  - 取得境外所得
  - 移居境外注销中国户籍
  - 非居民个人在中国境内从两处以 上取得工资、薪金所得

【法令全文】请点击以下网址查看: 国家税务总局公告 2018 年第 62 号

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3962204/content.html

官方解读

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3964127/content.html

● <u>国家税务总局关于全面实施新个人所得税法</u> 若干征管衔接问题的公告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局公告 2018 年第 56 号

【发布日期】2018-12-19

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】根据该公告:

- 居民个人的工资、薪金所得个人所得税,日常采取累计预扣法进行预扣预缴;劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得个人所得税,采取基本平移现行规定的做法预扣预缴。
- 居民个人预缴税额与年度应纳税额之间的差额,年度终了后可通过综合所得汇算清缴申报,税款多退少补。
- 非居民个人的工资、薪金所得, 以每月收入额减除费用五千元后 的余额为应纳税所得额;劳务报 酬所得、稿酬所得、特许权使用 费所得,以每次收入额为应纳税 所得额,适用按月换算后的非居 民个人月度税率表计算应纳税

【法令全文】请点击以下网址查看: 国家税务总局公告 2018 年第 56 号

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3954941/content.html

官方解读

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c39 54866/content.html

【概 要】本公告では、下記 6 通りの自主納税申告を行う場合における適用対象、申告時間、申告場所、記入が必要な申告用紙など、及び自主納税申告の申告方式、用紙・証書を明確にした。

- 総合所得の確定申告
- 事業所得
- 源泉徴収義務者による源泉徴収の澄 んでいない税金
- 国外所得を取得した場合
- 国外に移住し、中国戸籍を抹消した場合
- 非居住者個人が中国国内で 2 箇所 以上から賃金所得を取得した場合

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

国家税務総局公告 2018 年第 62 号

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3962204/content.html

公式解説

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3964127/content.html

● 新個人所得税法の全面的な実施に伴う徴収管 理、移行問題についての国家税務総局による公告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局公告 2018 年第 56 号

【発布日】2018-12-19

【実施日】2019-01-01

【概 要】本公告によると、以下の通りである。

- 居住者個人の賃金所得の個人所得税は、日常的には所得税累計源泉徴収法を採用し源泉徴収を行う。労務報酬所得、原稿料所得、特許権使用料所得の個人所得税は、基本的には現行規定の方法に照らした源泉徴収を行う。
- 居住者個人の源泉徴収税額と年間 の納税額との間の差額については、年 度終了後に総合所得の確定申告を 通じて、税金の過不足分を清算するこ とができる。
- 非居住者個人の賃金所得は毎月の 収入額から費用五千元を控除した残 額が課税所得額なる。労務報酬所 得、原稿料所得、特許権使用料所 得は毎回の収入額が課税所得額とな り、月ごとに換算した非居住者個人の 月間税率表を適用して納税額を計算 する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 国家税務総局公告 2018 年第 56 号

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3954941/content.html

公式解説

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c3954866/content.html

# ● 关于"先出区、后报关"有关事项的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2018 年第 198 号

【发布日期】2018-12-14

【实施日期】2018-12-14

【内容提要】海关总署在特殊区域及保税物流中心 (B型)(以下简称"中心")实施"先 出区、后报关"监管改革。

- "先出区、后报关",是指特殊区域及中心内企业对出境货物,可通过信息化系统凭核放单先行办理出特殊区域及中心手续,再向海关报关的业务办理模式。
- 对适用"先出区、后报关"模式 的货物,企业应采用全国通关一 体化方式通关。

# 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.customs.gov.cn/customs/302249/3022 66/302269/2<u>145153/index.html</u>

# 海关总署关于保税维修业务监管有关问题的 公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2018 年第 203 号

【发布日期】2018-12-14

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】保税维修是指,企业以保税方式将存在部件损坏、功能失效、质量缺陷等问题的货物或运输工具从境外运入境内进行检测、维修后复运出境。该公告对可开展保税维修业务的范围、条件、提交资料、电子账(手)册监管、进出口申报等进行了规定。

#### 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.customs.gov.cn/customs/302249/3022 66/302269/2147317/index.html

# 汽车产业投资管理规定

【发布单位】国家发展和改革委员会

【发布文号】国家发展和改革委员会令第22号

【发布日期】2018-12-10

【实施日期】2019-01-01

【内容提要】与现行规定相比,该规定的主要改变 在于:

全面取消实施多年的汽车投资项目核准事项,全部转为地方备案

● 「先出区、後報関(先に特別エリア及びセンターを 出て、後から通関を行う措置)」関連事項に関する 公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2018 年第 198 号

【発 布 日】2018-12-14

【実施日】2018-12-14

【概 要】税関総署は、特別エリア及び保税物流センター(B型)(以下「センター」という)において、「先出区、後報関(先に特別エリア及びセンターを出て、後から通関を行う措置)」という監督管理・改革を実施する。

- 「先出区、後報関」とは、特別エリア及びセンター内における企業が、出境貨物について、情報化システムを通じ、通行許可書に基づき、まず特別エリア及びセンターを出るための手続きを行ってから、税関に通関申告を行うことができるという業務スキームを指す。
- 「先出区、後報関」スキームを適用する貨物については、企業は全国通関 一体化方式を採用し通関することになる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

 $\frac{http://www.customs.gov.cn/customs/302249/3022}{66/302269/2145153/index.html}$ 

# 

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2018 年第 203 号

【発 布 日】2018-12-14

【実施日】2019-01-01

概 要】保税修繕とは、企業が保税方式で部品の 損傷、機能の不具合問題、品質欠陥等 問題のある貨物又は輸送運搬具を国外か ら国内へ搬入して検測し、修繕してから国 外へ再輸出することを指す。本公告では保 税修繕業務を行うことができる範囲、条 件、提出資料、電子帳簿(手帳)の監督 管理、輸出入申告等について定めている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.customs.gov.cn/customs/302249/3022 66/302269/2147317/index.html

#### ● 自動車産業投資管理規定

【発布機関】国家発展改革委員会

【発布番号】国家発展改革委員会令第22号

【発 布 日】2018-12-10

【実施日】2019-01-01

【概 要】現行の規定と比べると、本規定の主な改正は、以下の通りである。

■ 長年実施してきた自動車投資プロジェ クトの審査認可事項を全面的に廃止 管理,其中整车类投资项目由省 级发展改革部门备案。

《政府核准的投资项目目录(2016年本)》中新建中外合资轿车生产企业项目、新建纯电动乘用车生产企业(含现有汽车企业跨类生产纯电动乘用车)项目及其余由省级政府核准的汽车投资项目均不再实行核准管理,调整为备案管理。

提高投资项目准入标准。严格控制新增传统燃油汽车产能,进一步提高新建纯电动汽车企业项目条件。

#### 【法令全文】请点击以下网址查看:

汽车产业投资管理规定

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201812/t201812 18 922872.html

官方答记者问

http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201812/t20181 218\_922891.html

#### ● 上海市产业结构调整负面清单(2018 版)

【发布单位】上海市经济和信息化委员会

【发布文号】沪经信调〔2018〕990号

【发布日期】2018-12-20

【内容提要】该《负面清单》涉及电力、化工、电子、钢铁、有色、建材、医药、机械、轻工、纺织、印刷、船舶、电信等 15个行业,共 541 项内容(淘汰类 337项、限制类 204项),可作为相关单位开展结构调整、提升能源利用效率,实施差别电价政策、淘汰落后产能的主要依据。

# 【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57660.html

● <u>浙江省商务领域守信"红名单"和失信"黑名单"管理办法(试行)</u>

【发布单位】浙江省商务厅

【发布文号】浙商务发〔2018〕146号

【发布日期】2018-12-21

【实施日期】2018-12-21

【内容提要】该办法适用企业包括商业特许经营企业、成品油经营企业、拍卖行业企业、 汽车流通行业企业、药品流通企业、 し、すべて地方届出管理へ変更する。 そのうち、完成車類投資プロジェクト は、省級発展改革部門での届出とす る。

「政府認可の投資プロジェクト目録 (2016 年版)」における乗用車の中外 合弁生産企業新設プロジェクト、完全 電気乗用車生産企業新設(既存の 自動車企業が分野を超えて完全電気 乗用車を製造する場合を含む)プロジェクト、及びその他省級政府が認可し た自動車投資プロジェクトについては、 いずれも審査認可管理は実施せず に、届出管理へ調整する。

■ 投資プロジェクト参入許可基準を引き 上げる。従来型燃料油自動車の生産 能力の新規追加を厳格に統制し、完 全電気自動車企業の新設条件をさら に引き上げる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

自動車産業投資管理規定

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201812/t201812 18 922872.html

記者からの質問に対する公式回答

http://www.ndrc.gov.cn/xwzx/xwfb/201812/t20181 218 922891.html

● <u>上海市産業構造調整のネガティブリスト(2018年</u> 度版)

【発布機関】上海市経済情報化委員会

【発 布 日】2018-12-20

【概 要】本「ネガティブリスト」では、電力、化学工業、電子、鋼鉄、非鉄金属、建材、医薬、機械、軽工業、紡績、印刷、船舶、電気通信等 15 業種、計 541 項目の内容(淘汰類337項目、制限類204項目)が収載されており、係る組織は本「ネガティブリスト」に基づき、構造調整、エネルギー利用効率の向上、電気料金差異化政策の実施、立ち遅れた生産能力の廃止を実施することができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw57660.html

浙江省のビジネス分野における信用遵守「優良リスト」と信用失墜「ブラックリスト」管理弁法(試行)

【発布機関】浙江省商務庁

【発布番号】浙商務発[2018]146号

【発 布 日】2018-12-21

【実施日】2018-12-21

【概 要】本弁法が適用される企業には、ビジネスフランチャイズ企業、石油製品取扱企業、競売業種企業、自動車流通業種企業、薬

贸易摩擦案件应对企业、外商投资企业、对外投资合作企业,以及发放单用途商业预付凭证经营者、申请浙江出口名牌企业、参与机电产品国际招投标企业、重大招商活动参与企业等。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.zj.gov.cn/art/2018/12/21/art 13885 29 9341.html

#### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务,请与我们联系;
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址,如果无法访问,您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

# 二、最新资讯

● <u>全国人大常委会审议民法典合同编草案、侵权</u> 责任编草案、外商投资法草案等

日前,十三届全国人大常委会第七次会议继续 审议了民法典合同编草案、侵权责任编草案等,首 次审议外商投资法草案、专利法修正案草案等。

外商投资法草案明确对外商投资实行准入前国 民待遇加负面清单管理制度、国家支持企业发展的 各项政策同等适用于外商投资企业,加强了对外商 投资企业的产权保护,促使地方政府守约践诺,并 对外商投资安全审查制度作了原则规定。

(里兆律师事务所 2018 年 12 月 23 日编写)

# 三、里兆解读

• 社会保险费追缴时效之探讨(连载之二/共二 篇)

在<u>第 610 期《里兆法律资讯》</u>中,我们对社会 保险费追缴时效之法规政策层面进行了梳理。接下 来继续对司法实践层面和未来趋势进行分析。

#### 二、司法实践层面的总结

正因追缴时效问题在法规政策层面本身就存在

品流通企業、貿易摩擦案件対応企業、 外商投資企業、対外投資合作企業、並 びに単一用途の商業前払式証票を発行す る事業者、浙江輸出商品有名ブランド申 請企業、機電製品の国際入札参加企 業、企業誘致の重大イベント参加企業等 が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 http://www.zj.gov.cn/art/2018/12/21/art 13885 29 9341.html

#### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リ ンクできない場合は、検索エンジンで検索いただく か、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● 全国人民代表大会常務委員会が民法典契約 編草案、不法行為編草案、外商投資法草案な どを審議した

先頃、第十三期全国人民代表大会常務委員会第七回会議において、民法典の契約編草案、不法行為編草案などを引き続き審議し、外商投資法草案、特許法改正案草案などについて初回審議を行った。

外商投資法草案では、外商投資について、参入前 内国民待遇+ネガティブリストの管理制度を実施し、国 が企業の発展をサポートするための各政策のいずれも平 等に外商投資企業に適用することを明確にし、外商投 資企業に対する財産権の保護を強化し、地方政府に 約束を守らせるよう促し、外商投資安全審査制度の原 則的な規定を定めた。

(里兆法律事務所が2018年12月23日付で作成)

# 三、里兆解説

社会保険料追徴の時効を考察する(連載の二/ 全二回)

第 610 期「里兆法律情報」では、社会保険料追徴の時効に関する法規政策について整理した。以下では「司法実践の視点からの要覧」、「今後の趨勢からの展望」について引続き、分析する。

#### 二、司法実践の視点からの要覧

追徴時効問題が法令・政策面で論争が存在すること

争议,所以,在司法实践层面也存在不同的处理方式,我们查询总结了部分案例情况如下:

#### 1. 应受 2 年劳动监察时效限制的处理方式

持该种观点的地区占多数,例如山东、江苏(除南京)、深圳、重庆、天津等地:

序号 地区 裁判主旨 相关案例 《劳动保障监察条例》 (2016)第二十条和《深圳经济 粤 03 行 特区社会养老保险条 终 259 号 深圳 例》第 40 条<sup>1</sup>,对于社 (2016)会保险费欠缴行为,追 粤 03 行 缴期限为2年。 终 262 号 不管是责令改正要求补 缴社保费用的行政措 (2016)施,还是处以罚款的行 鲁 0612 山东 政处罚决定,都受《劳 行初 51 动保障监察条例》2年 묵 时效约束。 《重庆市劳动和社会保 障局关于用人单位不按 规定进行社会保险登记 不如实申报参保人员和 缴费工资的处理意见》 2, 社会保险经办机构和 (2016)重庆 3 劳动保障行政部门受理 渝 01 行 追缴社会保险费举报或 终 245 号 投诉事宜,应受2年时 效限制。 用人单位未为员工缴纳 社会保险费, 侵犯其劳 江苏 动保障合法权益, 应在 (2015)(除 苏行终字 法定时间内投诉, 不应 4 南 第 00424 超过《劳动保障监察条 京) 묵 例》规定的2年期限。

から、司法実践での取扱方法も異なるが、確認できた範囲で一部判例を以下に整理する。

# 1. 2 年の労働監察時効の制限を受けるべきとする取扱方法

この観点をもつ地区は多数あり、例えば、山東、江蘇 (南京を除く)、深セン、重慶、天津などの地区が挙げられる。

番号	地区	裁判の主旨	判例
		「労働保障監察条例」第	( 2016 )
		二十条及び「深セン経済	粤 03 行
1	深セン	特区社会養老保険条例」	終 259 号
'	木じノ	第 40 条 1では、社会保険	(2016)
		料の滞納行為に対し追徴	粤 03 行
		期限を2年としている。	終262号
		社会保険費用追納の是	
		正命令を行う行政措置、	(2016)
2	山東	又は過料に処する行政処	魯 0612
	山果	罰決定のいずれも、「労働	行初 51
		保障監察条例」での 2 年	号
		の時効に制限される。	
		「使用者が社会保険登記	
		を規定どおりに行わず、保	
		険加入者及び納付対象と	
		なる賃料を事実どおりに申	
	重慶	告しなかったことに関する重	
		慶市労働・社会保障局の	(2016)
3		処理意見」2によると、社会	渝 01 行
		保険担当部局及び労働	終 245 号
		保障行政部門が社会保	
		険料の追徴に係る通報又	
		は苦情申し立てを受理す	
		る際、2年の時効に制限さ	
		れると規定している。	
		使用者が従業員の社会	_
		保険料を納付しておらず、	
	江蘇	その労働保障上の適法な	( 2015 )
4	(南京	権益を侵害した場合、法	蘇行終字
4	(角泉を除く)	定期間内に通報しなけれ	第 00424
	ではいく)	ばならず、「労働保障監察	号
		条例」に規定する2年の期	
		限を超えてはならない。	

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 《深圳经济特区社会养老保险条例》第四十条:职工认为用人单位未按照规定为其缴纳养老保险费的,应当在知道或者应当知道权利被侵害之日起两年内向市社保机构投诉、举报。投诉、举报超过两年的,市社保机构不予受理。

8 / 10

<sup>1 「</sup>深セン経済特区社会養老保険条例」第四十条:従業員は使用者が規定に従い養老保険料を納付していなかったと判断する場合、自己の権利が侵害されたことを知り、又は知り得るべき日から2年以内に、社会保険機構に通報し、苦情を申し立てなければならない。2年が経過しても通報、苦情申立てを行われていない場合、深セン市社会保険機構はこれを受理しない。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>《重庆市劳动和社会保障局关于用人单位不按规定进行社会保险登记不如实申报参保人员和缴费工资的处理意见》第六条第一款第(二)项:劳动保障行政部门和社会保险经办机构受理劳动者关于用人单位未按规定进行社会保险登记、少报参保人员和缴费工资的举报和投诉,如果应参保人员与该用人单位解除、终止劳动关系已超过两年,社会保险经办机构和劳动保障行政部门不予受理,并书面告知理由。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>「使用者が規定どおりに社会保険登記を行わず、事実どおりに保険加入者の申告、納付対象となる賃金を申告していないことに関する重慶市労働・社会保障局の処理意見」第六条第一項第(二)号:労働保障行政部門及び社会保険担当部局は使用者が規定どおりに社会保険登記を行わず、保険加入者人数及び納付対象となる賃金を過少申告したことに関する労働者からの通報、苦情申立てを受理する。なお、保険に加入すべき者と当該使用者が労働関係を解除、終了して2年を超えている場合、社会保険担当部局及び労働保障行政部門はこれを受理せず、かつ書面にて理由を通知しなければならない。

# 2. 不应受 2 年劳动监察时效限制的处理方式

持该种观点的地区不多, 例如广州、南京等地:

序号	地区	裁判主旨	案号
1	广州	责令用人单位对社会保险费的缴纳或补足,没有期限规定,不属于劳动保障监察条例规定的对劳动保障违法行为的查处处罚。	(2018) 粤 71 行 终 37 号
2	南京	《劳动保障监察条例》 规定与 规定 经	(2017) 苏 01 行 终 666 号

#### 三、 未来趋势层面的展望

#### 1. 未来采用无时效追缴模式存在依据

我们在第一点政策层面的总结中提到,人社部 对社会保险费追缴时效的回复是模糊两可的,实际 上是间接认可了可以无限期追缴。

再者,从 2019 年 01 月 01 日起,社会保险费统一改由税务机关征收,而税务机关对"偷税、抗税、骗税"的追缴是不受时效限制的,因此,在税务机关接手社会保险费征收工作后,对于社会保险费追缴时效的看法,极有可能不受 2 年时效限制。

# 2. 未来政策趋势较可能是"降费率、设过渡期、 严征缴"

国务院今年在有关常务会议中明确提出,在社保征收机构改革到位前,各地要一律保持现有征收政策不变,同时抓紧研究适当降低社保费率,确保总体上不增加企业负担,人社部也明确提出,将落实国务院常务会议关于研究提出继续降低社保费率具体办法的要求,会同有关部门研究制定降低养老保险费率具体方案,我们认为,降费率政策较有可能落地。

# 2. 2 年の労働監察時効に制限されるべきではないと する取扱方法

当該観点をもつ地区はそれほど多くない。例えば、広 州、南京などの地区がある。

番号	地区	裁判の主旨	判例番号
1	広州	社会保険料の納付又は補 充を使用者に命じることに、 期限の定めはなく、労働保 障監察条例に規定する労 働保障違法行為に対する 取締処罰に該当しない。	(2018) 粤 71 行 終 37 号
2	南京	「労働、 「労働、 、の会社会との 、の市社しの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社しのの 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、の市社で 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、ので、 、	(2017) 蘇 01 行 終 666 号

#### 三、今後の趨勢からの展望

## 1. 将来、時効のない追徴モデルが採用されることには 根拠がある

前述した1つ目の政策面の考察で整理したように、人 社部の社会保険料の追徴時効に対する回答はやや曖昧で何方付かずなものではあるが、実際のところ、追徴 が無期限で行えることを間接的に認めたものと思われる。

また、2019 年 1 月 1 日から、社会保険料は税務機関での一括徴収に切り替えられる、税務機関による「脱税、納税拒否、税金詐取」への追徴は時効に制限されないため、税務機関が社会保険料徴収作業を引き継いだ後は、社会保険料追徴の時効について、2 年の時効に制限されないことになる可能性が極めて高い。

# 2. 将来的には、政策は「料率の引き下げ、移行期間 の設置、徴収の厳格化」という流れで進められる可 能性が高い

今年、国務院の常務会議では、社会保険徴収機構 改革が目標に達するまでは、各地で現在の徴収政策を そのまま維持しなければならず、またそれと同時に、社会 保険料率を適度に引き下げ、全般的に企業の負担が 増えないように確保することを急き研究することが明確に 打ち出され、人社部も、社会保険料率のさらなる引下 げのための具体的な施策を研究することに関する国務院 常務会議の要求を貫徹し、関連部門と共同で養老保 険料率引下げの具体的な方案を研究し、制定すること を明確に提起している。よって、まずは、料率引下げ政 策が実施される可能性が考えられる。 以降费率政策为契机,降低企业负担后,才较有可能过渡到严征缴阶段。关于过渡问题,人社厅函〔2018〕246号文《人力资源社会保障部办公厅关于贯彻落实国务院常务会议精神切实做好稳定社保费征收工作的紧急通知》提出了以下要求:在社保征收机构改革到位前,各地现行的社保缴费基数、费率等相关征收政策,要一律保持不变;严禁自行组织对企业历史欠费进行集中清缴。

#### 3. 未来的有关建议

鉴于上述相关分析,"严征缴"是未来趋势之一, 因此,相关"打擦边球"的行为应予以避免,例如:

#### 1) 按最低标准缴纳社会保险费

按最低标准缴纳社会保险费这种以往常见的现象,将有可能在未来会成为重点监管的对象,曾经社会保险基数由企业自行申请,属于灰色地带,但以后税务部门统一征缴后,将有可能有能力核验企业申报的个税实际收入与缴纳社会保险基数是否一致,企业按最低标准缴纳社会保险费的行为将容易被发现,从而被责令补缴。

#### 2) 员工自愿放弃缴纳社会保险费

无论是企业出于控制成本考虑,与员工签署自 愿放弃缴纳社会保险费协议,还是应员工主动要求 不予缴纳社会保险费,并出具自愿放弃缴纳社会保 险费承诺书,均无法免除缴纳社会保险费的法定义 务和相关行政惩罚。

#### 3) 对"未缴社会保险费"进行私下了结

如果未来对"未缴社会保险费"的追缴严格化,那么,"私下了结"的风险将增加,建议优先考虑补缴,而不是"私下了结"。

(里兆律师事务所 2018 年 12 月 14 日编写)

# 四、近期热点话题

※企业近期的关注话题(=律师近期的关注话题)

- 个人所得税的专项附加扣除政策
- 高管兼职

料率引下げ政策を機に企業負担を軽減した後によう やく徴収厳格化という段階に進んでいくことが考えられ る。移行に関しては、人社庁函[2018]246 号文「国務 院常務会議の精神を貫徹し、安定した社会保険料徴 収作業を確実に実施することに関する人的資源社会保 障部弁公庁の緊急通知」では、社会保険徴収機構改 革が目標に達するまでは、各地の現行社会保険料納 付基数、料率などに関連する徴収政策は、一切変更してはならず、企業に過去の滞納分をまとめて支払わせる よう自ら手配することを厳禁するとしている。

#### 3. 今後に向けての筆者からのアドバイス

上記の分析から、「徴収の厳格化」が今後の趨勢の ひとつであることから、法の抜け穴を突くような以下に挙げ る行為は避けるのがよい。

#### 1) 最低基準で社会保険料を納付すること

最低基準で社会保険料を納付するといった従来よく ある現象は、将来、重点的に監督管理の対象となるお それがある。従来、社会保険基数は企業が自ら申請す るものであり、グレーゾーンなのだが、今後、税務部門に 一括徴収されるようになると、企業から申告される個人 所得税が対応する実際の収入と納付対象となる社会 保険基数との整合性を確認できるようになる可能性があ り、企業が最低基準で社会保険料を納付する行為は 発見されやすくなり、追納を命じられることが推測される。

#### 2) 従業員が社会保険料の納付を自ら放棄すること

企業がコスト削減のため、社会保険料の納付を自ら 放棄する協議書を従業員と締結する場合も、従業員か らの要請に応じて、社会保険料を納付せず、社会保険 料の納付を自ら放棄す誓約書を出してもらう場合も、ど ちらも社会保険料を納付しなければならないという法定 義務及び係る行政処罰が免除されることはない。

# 3) 「社会保険料滞納分」を水面下で解決すること

将来、「社会保険料滞納分」の追徴が厳格化される場合、「水面下で解決する」リスクの増大が考えられるが、やはり「水面下で解決する」のではなく、追納を最優先して検討したい。

(里兆法律事務所が2018年12月14日付で作成)

## 四、トピックス

※企業が最近注目している話題(=弁護士が最近注目 している話題)

- 個人所得税の特別付加控除政策
- 高級管理職者の兼務について